

議案第 4 1 号

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例の一部改正に
ついて

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり定める。

令和 8 年 6 月 5 日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、令和 7 年 1 2 月に部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して
国としての考え方を示す新たなガイドラインが策定されたことにより、本条例
において引用している取組の名称等について所要の改正を行うため、提案する
ものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例（令和6年京田辺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京田辺市地域クラブ活動推進協議会設置条例

第1条中「地域移行に」を「地域展開に」に、「京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会」を「京田辺市地域クラブ活動推進協議会」に改める。

第2条第1号中「地域移行」を「地域展開」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命されている委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。

（任期の特例）

3 この条例の施行後、初めて委嘱され、又は任命される委員の任期は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から令和10年6月30日までとする。

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p style="text-align: center;"><u>京田辺市地域クラブ活動推進協議会設置条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 学校と地域との連携・協働による学校部活動の<u>地域展開</u>に向けた取組及び地域クラブ活動の在り方について検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に<u>京田辺市地域クラブ活動推進協議会</u>（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。</p> <p>（1） 学校部活動の<u>地域展開</u>の推進に関すること。</p> <p>（2）及び（3） （略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 学校と地域との連携・協働による学校部活動の<u>地域移行</u>に向けた取組及び地域クラブ活動の在り方について検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に<u>京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会</u>（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。</p> <p>（1） 学校部活動の<u>地域移行</u>の推進に関すること。</p> <p>（2）及び（3） （略）</p>	<p>名称等の変更</p>